



県章

滋賀県公報

令和7年(2025年)
9月9日
第647号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 告示	次
※災害救助法による実費弁償の程度の一部改正 (健康福祉政策課)	1
令和7年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集 (市町振興課)	1
○ 公告	
危険物取扱者保安講習実施公告 (防災危機管理局)	2
指定管理者公募公告 (医療福祉推進課)	2
公共測量実施公告 (用地事業支援課)	3
○ 健康福祉事務所告示	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定 (南部)	4
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区役員退任および就任公告 (東近江)	4
土地改良区定款変更認可公告 (東近江)	5
○ 土木事務所公告	
道路の指定公告 (湖東)	6

告示

滋賀県告示第331号

災害救助法による実費弁償の程度 (昭和40年滋賀県告示第252号) の一部を次のように改正する。

令和7年9月9日

滋賀県知事 三日月 大造

第1項中「第4号」を「第5号」に改める。

第2項中「第4条第5号から第10号まで」を「第4条第6号から第11号まで」に改める。

付 則

この告示は、令和7年9月9日から施行する。

滋賀県告示第332号

自衛隊法施行令 (昭和29年政令第179号) 第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和7年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集について、次のとおり告示する。

令和7年9月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 募集種目 令和7年度採用自衛官候補生 (男子・女子)
- 2 募集期間 令和7年9月9日(火)から令和7年10月23日(木)まで
- 3 試験期日
 - (1) 筆記試験および適性検査 (Web試験方式) 令和7年11月3日(月)から5日(水)までのうち指定する1日
 - (2) 口述試験および身体検査 令和7年11月8日(土)
- 4 試験場の位置および名称 受付時または受験票交付時にお知らせします。

公 告

危険物取扱者保安講習実施公告

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

令和7年9月9日

滋賀県知事 三日月 大造

1 講習の種類

講習区分	危険物取扱者免状の種類
給油取扱所の危険物取扱者	甲種、乙種(第1類から第6類まで)、丙種
給油取扱所以外の危険物取扱者	甲種、乙種(第1類から第6類まで)、丙種

2 講習の日時および場所

(1) 給油取扱所の危険物取扱者を対象とした講習

日 時	講習場所	
	会場名	所在地
10月3日(金) 9時30分～12時30分	栗東芸術文化会館さくら(小ホール)	栗東市縷二丁目1-28
10月10日(金) 9時30分～12時30分	ひこね市文化プラザ	彦根市野瀬町187-4

(2) 給油取扱所以外の危険物取扱者を対象とした講習

日 時	講習場所	
	会場名	所在地
10月1日(水) 13時30分～16時30分	滋賀県危機管理センター	大津市京町四丁目1番1号
10月3日(金) 13時30分～16時30分	栗東芸術文化会館さくら(小ホール)	栗東市縷二丁目1-28
10月9日(木) 13時30分～16時30分	甲賀市碧水ホール	甲賀市水口町水口5671
10月10日(金) 13時30分～16時30分	ひこね市文化プラザ	彦根市野瀬町187-4
10月16日(木) 13時30分～16時30分	近江八幡市文化会館	近江八幡市出町366
10月21日(火) 13時30分～16時30分	滋賀県立文化産業交流会館	米原市下多良二丁目137

3 受講対象者 危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第58条の14第1項または第2項の規定により講習を受けなければならない者

4 受講手続および受講手数料 受講申請書に所定の事項を記入の上、滋賀県収入証紙5,300円を貼り付け、5に示す受付期間中に6に示す受付場所に郵送により提出すること。

5 受講申請書の受付期間 令和7年9月9日(火)から同月18日(木)までとする(必着)。

6 受講申請書の受付場所 一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会 〒520-0044 大津市京町四丁目3番28号 滋賀県厚生会館2階 電話 077-521-3921

7 その他 その他詳細については、受講申請書の受付場所に問い合わせること。

指定管理者公募公告

滋賀県立長寿社会福祉センターについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和7年9月9日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定管理者を公募する施設の概要

(1) 名称 滋賀県立長寿社会福祉センター(以下「センター」という。)

(2) 所在地 草津市笠山七丁目8番138号

(3) 施設の設置の目的 明るく活力のある長寿社会づくりを推進するとともに、高齢者および障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とします。

2 指定管理者が行う業務

(1) 滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例(平成5年滋賀県条例第12号)第2条第1号、

第2号、第3号、第7号および第8号に掲げる次の業務

- ア 高齢者の健康と生きがいづくりを推進するための学習機会の提供
- イ 社会福祉に関する研修および講座の開催ならびに人材の養成
- ウ 社会福祉に関する情報および資料の収集および提供ならびに相談
- エ 長寿社会づくりに関する調査および研究
- オ その他センターの設置の目的を達成するために必要な業務

- (2) センターの施設、設備および備品の維持管理に関する業務
- (3) (1)および(2)に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容がセンターの効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容がセンターの管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

5 申請の手続

- (1) 受付期間および受付方法 令和7年9月9日(火)から令和7年10月8日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)に郵送または持参すること。
なお、郵送の場合は、書留郵便によるものとし、令和7年10月8日(水)午後5時必着とする。

- (2) 受付場所 滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課企画係(滋賀県庁新館3階) 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3521

6 募集要項の配布

- (1) 配布期間 令和7年9月9日(火)から令和7年10月8日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする(正午から午後1時までを除く。)

- (2) 配布場所 5(2)に示す場所

7 現地説明会 令和7年9月22日(月)にセンターにおいて現地説明会を行う。

8 その他 詳細は、募集要項による。

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年9月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(用地測量)
- 2 作業の地域 蒲生郡竜王町小口
- 3 作業の期間 令和7年4月4日から令和7年9月19日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年9月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(用地測量)
- 2 作業の地域 蒲生郡竜王町綾戸
- 3 作業の期間 令和7年7月16日から令和7年11月5日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年9月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(用地測量)
- 2 作業の地域 犬上郡多賀町河内
- 3 作業の期間 令和7年7月18日から令和8年1月13日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年9月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量、水準測量、地形測量)
- 2 作業の地域 近江八幡市上野町
- 3 作業の期間 令和7年8月18日から令和7年11月25日まで

健康福祉事務所告示**滋賀県南部健康福祉事務所告示第13号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和7年9月9日

滋賀県南部健康福祉事務所長 川上 寿一

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ケアサポートエール	草津市野路東五丁目4番34-501号ニューサンライズ	株式会社ジーティーファム	栗東市糺六丁目8番4号	同行援護	令和7.9.1	2510601038
ヘルパーステーションOASIS	草津市矢橋町105-1カーサ・ソラツォ壱番館423号室	株式会社Oasis Labo	京都府京都市山科区音羽前出町2番地7	居宅介護	令和7.9.1	2510601194
重度訪問介護ステーションオウミ	栗東市糺九丁目11番地12号	株式会社ワイズ	栗東市糺九丁目11番地12号	居宅介護	令和7.9.1	2511200467

農業農村振興事務所公告**土地改良区役員退任および就任公告**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、東近江地区土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和7年9月9日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 原 沢 秀 幸

1 退任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	村井 富士夫	東近江市柏木町520番地
〃	久田 弥寿男	同 市上羽田町2308番地
〃	中西 弥三郎	同 市上平木町1453番地

〃	小澤文浩	同	市中羽田町379番地
〃	長田吉雄	同	市下羽田町789番地
〃	大谷定治	同	市建部瓦屋寺町271番地
〃	深尾寿明	同	市建部日吉町665番地
〃	藤川弘一	同	市上大森町1100番地
〃	武久哲朗	同	市大森町1168番地
〃	平岡行雄	同	市御園町444番地
〃	中村善彦	同	市林田町383番地
〃	高田佐介	同	市池田町616番地
〃	森田久男	同	市今代町349番地
〃	藤谷俊雄	同	市岡田町158番地
〃	安井清次	同	市寺町134番地
〃	大西良一	同	市芝原町925番地
監事	大谷晴彦	同	市建部瓦屋寺町293番地
〃	戸田勉	同	市林田町514番地2

2 就任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	村井富士夫	東近江市柏木町520番地
〃	久田弥寿男	同 市上羽田町2308番地
〃	中西弥三郎	同 市上平木町1453番地
〃	小澤文浩	同 市中羽田町379番地
〃	長田吉雄	同 市下羽田町789番地
〃	大谷定治	同 市建部瓦屋寺町271番地
〃	深尾寿明	同 市建部日吉町665番地
〃	藤川弘一	同 市上大森町1100番地
〃	武久哲朗	同 市大森町1168番地
〃	平岡行雄	同 市御園町444番地
〃	中村善彦	同 市林田町383番地
〃	高田佐介	同 市池田町616番地
〃	森田久男	同 市今代町349番地
〃	藤谷俊雄	同 市岡田町158番地
〃	安井清次	同 市寺町134番地
〃	大西良一	同 市芝原町925番地
〃	竹内典子	同 市上平木町2030番地99
監事	大谷晴彦	同 市建部瓦屋寺町293番地
〃	戸田勉	同 市林田町514番地2

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、東近江地区土地改良区の定款の変更は、令和7年9月2日に認可した。

令和7年9月9日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 原 沢 秀 幸

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、びわこ揚水土地改良区の定款の変更は、令和7年9月2日に認可した。

令和7年9月9日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 原 沢 秀 幸

土木事務所公告

道路の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定による道路として、次のとおり指定した。

この関係書類は、滋賀県土木交通部建築課建築指導室および滋賀県湖東土木事務所に備え置き関係人の縦覧に供する。

令和7年9月9日

滋賀県湖東土木事務所長 沼田 淳

指定道路の位置	指定道路の延長	指定道路の幅員	指定年月日
愛知郡愛荘町斧磨字向山533番2、 533番3、534番2、535番、535番2、 537番、537番1、537番3、538番、 539番、540番、540番2、541番1、 542番2、545番1の一部、612番1、 613番1	306m	最小幅員9.00m 最大幅員12.46m	令和7.9.2